

普通貯金無利息型（決済用）（通帳式）規定

1.（取扱店の範囲）

- (1) この貯金は、当店のほか当会本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。また、個人名義の貯金の場合は、当会が提携した県内の農業協同組合の本支店（以下、「提携組合」といいます。）においても、この通帳により預入れまたは払戻しができるほか、一部を除き、当会が提携した県外の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。）の自動化機器においても、通帳による預入れができます。
- (2) この貯金の当店以外での預入れ、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当会（提携組合の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとし、当会以外での1日あたりの払戻限度額は、当会が定めた範囲内とします。

2.（証券類の受入れ）

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金にかぎります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当会は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

- (1) この貯金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この貯金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる貯金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の受入記帳行に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通貯金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5.（貯金の払戻し）

- (1) この貯金を払戻すときは、当会所定の払戻請求書（提携組合で払戻しをするときは、提携組合所定の請求書）に届出の印章（または署名・暗証。ただし、当会本支店での払戻しにかぎります。）により記名押印（または署名鑑・暗証記入。ただし、当会本支店での払戻しにかぎります。）してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当会所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この貯金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当会所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が貯金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当会の任意とします。

6.（当会および提携組合の手数料）

- (1) 当会および提携組合で預入れ、払戻しを行う場合に、当会および提携組合が所定の手数料（以下、「手数料」といいます。）を定めているときは、当会および提携組合に対し手数料を支払ってください。

- (2) 前項の手数料は、預入れ、払戻し時に通帳および払戻請求書なしで貯金口座から自動的に引落します。なお、提携組合には当会から支払います。
- (3) 当会および提携組合で払戻す場合に、払戻金額と手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは払戻すことができません。

7. (提携組合での通帳繰越し)

提携組合で通帳が繰越しとなったときは、仮記帳を行います。この場合、当店へ届出の印鑑と通帳を持参してください。ただし、一部の通帳は、当会及び提携組合の自動化機器にて通帳繰越しが行えます。

8. (利息)

この貯金に利息はつきません。

9. (通帳の紛失、届出事項の変更等)

- (1) この通帳や印章を紛失した場合、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当会に過失がある場合を除き、当会は責任を負いません。

10. (通帳の再発行等)

- (1) 通帳の盗難、紛失または印章を失った場合のこの貯金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当会所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 通帳を再発行する場合には、当会所定の再発行手数料をいただきます。

11. (機器の故障等)

提携組合での預入れ、払戻に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、提携組合での預入れ、払戻しの取扱いを一時行わないことがあります。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第14条により補てんを請求することができます。

13. (キャッシュカード)

- (1) この貯金についてキャッシュカード（以下「カード」という。）を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当会所定の方法により、この貯金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。
- (2) この貯金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証等を使用して、パソコンやスマートフォンなど端末機器によりJ Aネットバンク、J Aバンクアプリ プラスのほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。J Aネットバンク、J Aバンクアプリ プラスのほか各種サービスのお申込み、ご利用時に入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当会所定の方法により確認した場合、その他当会所定の方法による本人確認によって本人の利用と判断した場合には、当会 J Aネットバンク利用規定、その他各種サービスについて当会の定める規定について有効に契約が成立するものとし、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当会は責任を負いません。

14. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、通帳盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当会に対して当該払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当会への通知が行われていること
 - ② 当会の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当会に対し、捜査機関に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当会は、当会へ通知が行われた日の30日（ただし、当会に通知することができないやむを得ない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しに係る損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を第12条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当会が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当会が証明した場合には、当会は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項に規定する当会への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難通帳等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当会が証明した場合には、当会は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当会が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 貯金者に重大な過失があることを当会が証明した場合
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 貯金者が、被害状況についての当会に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合
- (5) 当会が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当会が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金に係る払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当会が第2項の規定により補てんを行ったときは、当会は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15.（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引に係るいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当会がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当会所定の書式により行います。

16.（取引の制限等）

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

17.（解約等）

- (1) この貯金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当会が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この貯金の貯金者が第15条第1項に違反した場合
 - ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当会からの確認に応じない場合
 - ⑦ この通帳が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当会が判断した場合
- (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当会はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に解約の通知をすることによりこの貯金口座を解約することができるものとします。
- ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当会は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。
18. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当会が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
19. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)
- (1) この貯金は、当会に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当会に対する債

務を担保するため、若しくは第三者の当会对する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当会に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当会对する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当会の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当会は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当会に到達した日までとして利率、料率は当会の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当会の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当会の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当会は責任を負いません。

21. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当会は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものや第24条に定める未利用口座管理手数料に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

③ 貯金者等から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと

A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更

B 取引店舗の変更

C 相続等による口座名義人の変更

22. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第 21 条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当会が貯金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当会があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り
ます。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
 - ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日
 - ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当会が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

23. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当会を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当会が承諾したときは、貯金者等は、当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当会に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当会は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当会がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当会に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

24. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当会はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当会の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。なお、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当会は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当します。また、残高が 0

円の未利用口座および未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった口座については、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。

(4) 未利用口座管理手数料の引落としは、第17条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。

(5) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。

(6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当会は責任を負いません。

25. (規定の変更等)

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当会は、この規定の各条項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)